

近世農業經營の適正化對策

森 嘉 兵 衛

The Policy of the Moderate Scale of the
Agricultural Management in Modern Age

Kahee MORI

序

近世の農業經營は家族労働を中心に行われた。

その農地には全生産高の五割の公課が賦課されていた。従つてその經營は家族労働に適応した規模でなければ合理的な經營を継続することが出来なかつた。家族労働力に比して耕地の少ない者は、消極的に過剰労働力を奉公に出すか積極的に耕地を借りるか、或は名子地を借りて賦役に従うことに依つて合理化した。反対に家族労働力よりも耕地が大である場合には、消極的に余剰耕地を小作に出すか、積極的に奉公人を使役するか、或は名子を利用して名子地に出すと共に名子労働力で自作地を増大した。

然し此の經營の合理化は必ずしも自由に行ふ事が出来たのではない。寧ろ極めて不自由であり、不合理な經營が多かつた。殊に時代が下るに従つて、土地兼併が進行し、零細經營、小作地經營が増大し、地主が増大していつた。斯の如き經營規模の不均衡は貢租負担を不平等とし、ひいては貢租収入を減少し、土地生産を基礎とした封建社会の基礎を不安定なものとするから、当局はあらゆる政策をもつて經營規模の適正化に努めた。茲に於て封建支配者が如何なる方法を以つて經營規模の合理化政策をとつたかを明らかにしようとした。此の政策に対して農民は如何なる經營方法をとつたか、そしてその結果は封建社会に如何なる結果を齎したかを論考したものである。

第1 耕地の側からの適正化

農地政策の立場から農業經營の合理化を計つた根本的なものは、寛永二十年に発せられた農地売買禁止令である。これは土地兼併を防止し農民の土地を離れ、零細化する事を防ぎ、封建的土地制度を——封建社会の安定を計ることを目的としたものである。⁽¹⁾ 然し実際には質入その他の方法に依つて土地売買が行われ、土地兼併、農業の零細化が行われた事は既に諸家の注意した所である。「基肆養父記」⁽²⁾に宗藩の土地制度に就いて「御領中の百姓何の頃に歟困窮仕、村々之田畑悉く富民の手に入、田畑を不持下作り計り仕る百姓大分部に成、少宛田畑持に而も一家の人数相応に持たる者少い故、何事も仕難く候（中略）只今の百姓共譬ば五人には田五反持て過る積り之所に、或一家六七人も居て漸田二反三反ならで不持、或は一家四五人居て田一畝も不持過兼」る者もあつたと称して居る。斯かる現象は一宗藩だけではなく、一般的傾向をもつて居た。従つて各藩は土地均分政策、土地割替、土地所有、經營規模の制限を行い、適正規模經營を維持せしめようとした。

註1) 中田薫著「法制史論集」第2巻 512—7頁

2) 日本農民史料彙粹 第6巻 372頁

1 土地割替政策

土地割替政策並にその慣行に就いては、既に内田銀蔵、中田薫、小野武夫、本庄栄治郎、牧野信之助、柄内礼次、奥田彥、中村慶三郎諸氏

その他多数の研究が行はれて居る。その起源や経営的意義、政策的意義に就いては種々学説が分れ活潑な論争の行われた所である。然しその起源論に就いては近世に発生したとする事が定説化している。経営的意義、政策的意義に於ては学説必ずしも一定せず、今尙論争点となつて居るが、耕地割替に依つて土地肥沃度の差によつて生ずる経営の不公平を平均化し、租税の負担を公平にしようとしたものと見られる。「要するに該制度(地割制度)発生の要因は、農民側より言へば損益を均分して租税負担を均等にする事にあり、領主側から云へば徴税の円滑を期する事であつて、時には租税増徴のため、或は徴税手数の省略のために該制度を実施した事もあつた。之を精神的に見れば農民の相互扶助の情愛、並びに損益均分の打算と、領主が租税収入を計る事とから出發している」⁽¹⁾即ち経営費の均等を計るために、高率租税の負担の公平を期するために行われた経営方式であつたと見られる。越後国の地割慣行がその一例である。⁽²⁾土佐藩の田地割慣行も「村方に於ける有力者を抑へ耕地の肥瘠を均分して各自の資本と労力に對する報酬を均等ならしめんとの趣旨より創められた」⁽³⁾ものであり、「加越能三州の改作之初物語」に依れば加賀藩の地割制度は「唯三ヶ国の百姓兼々細所以外甲乙有之様に思召故、後々何とぞ随分郡々に土に依り平等の細所被仰付候様」の動機が原因であつた。⁽⁴⁾従つて収益の平均が必要であり、肥沃度の差の大きい所に於ては地割制度を必要としたのである。

註1) 中村慶三郎論文「山崩と土地割替制度との關係に就いて」地理學評論 第13巻第7號、第8號。

2) 前掲、法制史論集 第2巻 613—8頁。

3) 小野武夫著 農民經濟史研究、319頁。

4) 日本農民史料彙粹 第4巻 424頁。

2 土地均分政策

地割制度は山崩、川欠、新田開發等主として土地の生産力に変化を生じた場合に、此の変化に基く損益負担を均等化する事に依つて、租税負担の公平を期する事を主眼としたが、土地均分政策は土地兼併に依る経営規模の不公平から

生ずる富の不平均、租税負担の不均衡、土地支配を通じて經濟的に農民を支配する考を阻止する事を主眼とした。封建的土地支配を通じて行われる公権的農民支配の中に、經濟的土地支配に依る私的農民支配の生ずることを阻止するためであつた。經濟的農民支配が行われる事に依つて、封建的農民支配の中に各種の農民層の生ずることを阻止し、封建社会の単一的安定を計るために、土地均分政策が行われたのである。

鍋島藩の土地均分政策は、天保13年当時土地兼併のため小作人増加し、小作料増額のために小作人の生活窮乏し、租税収入にも悪影響を与えたので、財政政策と社会政策とを兼ね、天保13年小作料納入の停止を命じ、その期間20年に及んだ。然し単に小作料の納入停止だけでは所期の目的を達することが出来ないので、更にこれを徹底するために土地の上支配を断行し、その土地を一定歩合を以て地主と小作人に分配経営せしめたのである。⁽¹⁾

藤堂藩(津藩)も寛政8年財政窮乏、農民救済のために、「地平し」又は「地割」と称して田畑山林の均分政策——所有権を均分する農地改革を行つたが、百姓一揆の反対を受けて、その政策を放棄している。⁽²⁾此の外岡山藩や対馬藩等にも行われている。⁽³⁾

奥羽地方に行われた均田政策として著明なのは会津藩の政策である。会津藩が土地分給政策をとつた原因は、庄司氏に依れば「1. 少くとも宝曆以降天明に至る凶作による廢田、手余地不植地等の尨大な不耕地の出現、2. 累代に亘る増徴による民力疲弊の二に要約出来る。根本的な原因は貢租の荷重負担による再生産不可能の結果、凶作に遭ふや転退、流亡、餓死の直接原因となり、更に農民は豪商農への質地、家屋保担等を通じて高利貸地主に頼らざるを得なかつた事、従つて不耕地の出現は藩財政への影響甚大であつた。殊に累年に亘る凶作による減収は莫大で、他方武士人口の増加、諸種の失費等で財政の膨脹を來す等、凡そ収支が逆であつた。」⁽⁴⁾これを改革するために土地分給政策を断行したものである。

「分給制の骨子は、徴租機構の再編成による土地耕作の平均所有化にあつて、手余地、廢田荒地等の整理と、寄生地主の耕地（熟地）兼併防止並に所有地の分散であつた。

そして、郷村制の再強化によつて、熟地、薄地を平均耕作せしめ一村連帯負担の均等を行ひ右により貧富の懸隔を除去する事であつた。従つて寄生地主の多大な土地（質地）を除去する事であつた。従つて寄生地主の多大な土地（質地）の没収、又は3割請返しの仕法を以て、極力貧農に持地せしめる事であつた。」⁽⁶⁾

此の政策がどの程度の効果を取めたかは明らかでないが、東北諸藩の農地政策としては劃期的な方法であつた。然し之等の政策が、その執行者の偉大な権力、理想、実行力に依つて強行されたに拘わらず、その効果に就いては幾多の問題を孕み、賛否種々の批判が行われた事は注意を要する。佐賀藩の均田政策に対しては、同藩の碩学正司考篋の批判があり、⁽⁶⁾ 藤堂藩のそれに就いては、水戸藩の藤田幽谷の批判が行われている。⁽⁷⁾ それにも拘わらず、近世封建社会の郷村は著しく変質し、何等か強力な土地改革を行わざるを得ない情勢となつていた。従つて執行者達は、種々の土地改革を主張するに至つたのである。南部藩に於てもその傾向を免れることは出来なかつた。即ち藩政末期に、藩財政の窮乏を救い、農民の更生を計るために均田政策を主張する者があつた。鈴木重蔵の「經濟僻見」⁽⁸⁾ に、

「百姓田地借作り無之と申候は、百姓之田地追々豪富之手に入り、自分の田地を作り候者少く、多分は借り作りに御座候故、上へ御年貢を収、又地主え札米を斗り候者手取至而少く、無撫借財之相続故、又聊之手取之分も前借え引取られ、年々1粒も余物米無之候付、迎も引立可申様無之、豊年とても凍餒を免かれ候様無之、元來百姓之困窮は國家第一之大患に御座候、依而士町人之田地所持仕候事風儀に茂拘り不可然儀と奉存候間、不殘御取上げ、本作主か、作掛り百姓か、いづれ田地所持無之者え被下置、本案堵金之儀は年賦濟崩

に可被仰付候。都而百姓共作り高千苧とか千二百苧とか限りをつけ、若其余所持之者よりは頗而御取上前同様可被仰付候、且又已來勝手次第田地売買之儀を御禁被遊、若無撫候使者有之節者、上に而御買上直々右之者に札米作りに為政、右札米を以年々御買上金之本耗らしと被成下、償相濟候処に而御戻可被遊、もし其者作り兼候子細も有之候はば、右御振合を以田地所持無之百姓に可被下置、前条之通御受置被遊候はば、追々田地持不仕水呑同様之百姓無之様相成、路頭に迷ひ、他所出等仕候者も無之、引立相成可申と奉存候、外御國家之御要務数多可有御座候得共、前文之条々御取行之上之儀と奉存候」

と卓見を述べているが、遂に採択せられなかつた。然しこれも土地兼併に依る農民の窮乏は封建社会を破壊するものであるとし、これを救済するために藩の自作農創設を主張したものである。その根柢は、自作農の適正規模經營こそ封建社会の根本であるとする思想に基いている。

然し斯の如き根本的な農地改革に依らずに封建社会の安定を維持する方法として、適正規模を維持する必要がありとし、所有耕地、經營耕地の最大限を規定し、最小限度の耕地を維持せしめるために、經營地の分割を制限する方法がかなり広範囲に行われた。

註1 小野武夫博士著「佐賀藩の均田制度」

- 2) 本庄次郎博士論文「津藩の均田策」經濟論叢 第29卷第3號
- 3) 黒生巖博士論文「舊岡山藩の井田法」經濟論叢 第14卷第5號。牧野信之助論文「對馬の土地制度について」歴史地理 第28卷第4號
- 4) 5) 庄司吉之助論文「會津藩に於ける土地分給制」歴史學研究 第113號
- 6) 正司考旗著「經濟問答秘録」日本經濟叢書 第20卷
- 7) 藤田幽谷著「勸農或問」日本經濟叢書 第20卷
- 8) 岩手大學所藏、舊宮崎道郎文庫本

3 最高經營規模の制限

野村岩夫氏の研究に依れば、仙台藩は享保13年に高5貫文以上の所有を禁じ、藩政末期迄行

われた。但し切添新田、開墾地、茶畑は此の制限外であつたと云う。⁽¹⁾ 然し仙台藩のかかる土地制限令は既に野村氏の言われるよりも50年も前から行われていた事は延宝5年に発せられた「御郡方御式目」⁽²⁾ に依つて明らかである。然も此の制限は、所有高制限と云うよりは、経営高制限の色彩が強い。即ち同法令第17条に、

「一百姓杯持高5貫文以上、御割屋御帳面に無之、自分に致才覚、高に成候分、5貫文以上より地形召上、其村少高之百姓に配分可申事」

此の規定だけでは所有制限を5貫文としたように見えるが、その施行細目第2条に依ると、

「一百姓持高5貫文以上御割屋御帳面に無之自分に致才覚、高に成候分、持添之地形召上其村小高之百姓配分仕候様に被相定候得共、兄弟伯父甥名子等至迄分け為作置候者可有之候間、たとへ持添之地に候共、分け為作候実儀、其村肝煎組頭申出、御代官衆承届於紛無之、不可取放之、雖然重而分け地之者相禿、右地形地主え相返り、5貫文以上之高に相成事も可有之候間、至其時に御代官衆御郡司衆吟味之上、御式目不相背様に可相斗之、

附、地形才覚いたし候節、双方以相對金子相出、永代に持添に仕候者、求申候節之金子之半分迄、配分之地形受取候百姓手前より高に應じ為相出、地形召放百姓ニ可為取之事」

と規定し、労働力の如何では5貫文以上の所有が可能であつたが、経営面積は5貫文を限度とし、それ以上の経営は認められなかつた。若しそれ以上の経営面積を所有している場合は、それ以下の経営者に売却しなければならなかつた。

その場合の売買は当事者の相對契約に依るものであつた。

仙台藩が1戸の最高経営面積を5貫文とした根拠は、同法令の施行細則第1条に

「一百姓持高一貫文にかせぎ三人之積に相定候得共、或海辺山根之者は、農耕之外に別而渡世之所作仕もの、或畠過に持候百姓、右定

之人数にて不足申義に候はば、御代官遂吟味を、一貫文上下之百姓には、御定之外一人二人増抱之儀は不苦事」

とし、高1貫文に対して労働者3人を適正経営の基準とし、経営構造の差に依つて——畠作が多いか、農業外経営の態様に依つては一人二人の増加は差支ない事としたが、水田を中心とした普通の経営に於ては1貫文3人を基準として高5貫文15人経営を最高とし、それ以上は独立百姓に分地せしめる方針をとつたのである。此の基準は分家する場合にも同様であつた事は後述の如くである。

斯の如く藩が出来るだけ適正経営を行わしめようとした事は南部藩の政策にも表われている。

安政5年に発せられた法令中に、⁽³⁾

「一御百姓に作り高に應じ、手廻し下人可有之事に付、作高不相応不人に而は作方不手入に有之候条、是等之義共に銘々勤弁仕、家内人数者、容易に別家に仕候義可為無用候、若無抛所義有之、別家仕候はば御代官へ願出、得吟味可申事」

と云い、経営規模と労働力の合理化に努めている。此の法令は農民に対する消費節約令中の一条であるが、藩はこれに依つて、農民の他領出稼を禁じ、他領出稼人の呼戻しを命じ、消費節約、労働力の適正化に依つて農家経済の改善を計らうとしたのである。南部藩の法令はあまり実行されていないが、仙台藩の最高経営規模制限令はよく遵守されたためか、それ共最高経営面積5貫文以上の経営者が最初から少なかつたのか、とにかく5貫文以上の経営者は、名子、被官、扶持喰、添人等をもつているものを除けば、極めて少なかつた事は注目すべきである。

註1) 野村岩夫著「仙台藩農業史研究」220—8頁

2) 膽澤郡下衣川村千葉胤治文書

3) 紫波郡見前村、大宮崎文書「見前村肝煎御用留帳」

4 土地細分の制限

土地の細分に関する制限政策は、農業経営の

細分化を防止し、租税負担能力の低下を阻止すると共に、豪農商に依る零細農民の経済的支配を防衛する意味をも含んでいた。然しその制限令は時代の下るにつれて失効する傾向に在つた事は、既に農民の経営規模が低下しつつあつた事を以ても知り語る所である。

加賀藩に於ては元文5年に法令を發して、百姓の分高を行う場合は、分高後の残高が50石以上の場合に限るとして来た前例を繰返し、

「持高五十石余有之分、次三男に高分け為持儀儀勝手次第之旨相調候（中略）五十石余之高を二三十石に分け申儀にても無之候、致配分候而残持高五十石致所持之儀に候、其余之分は勝手次第配分候様にと申儀に候」

と命じ、極力零細化を防止しようとしている。然し実際には五十石以上の経営者は極めて少ないから、分高後の残高が五十石以上の場合だけ分高を認める事は、分高を禁止したのも同様であつたから、享和1年「奥郡山方村大高持稀に而、五十石より内に而も格別に承届可申旨、先年申渡置候、外御郡も山方少高所之儀は、品に寄命議可仕」事とし、残高五十石以下でも分家を容認する傾向を生じた。⁽¹⁾ 加賀藩が山村地方の分高制限を緩和したのは、山村地方には秣場が多く、五十石以下の残高でも経営費の自給に依つて合理的な経営の可能を認めたからと見られる。

然し分高制限を加賀藩の如く五十石とした例は極めて少なく、一般的には高二十石が最高残高であつた。越後國中頸城郡津有村新保村新田の「村極証文」に依れば、⁽²⁾

「一当村之儀高辻不相応に民家多候に付、分家致候而は末々百姓及貧窮に候間、高20石より以下所持致候百姓は、以来分家致間敷旨、二・三ヶ年以前宝曆14年御百姓一統申含置候（下略）」

と云い、分高制限令が、農民の零細化を防止する事を主眼としていたのである。「地方凡例録」には⁽³⁾

「一田畠分け候儀、分知高10石反別1町より少く残すべからず、然る上は高20石地面2町

より少き田地持は、子供等始め該親類の間では田地配分不相成候間、二三男有之ば、在所にて何ぞ為致渡世、或は相応の奉公に可差出事」

と言つている。これは享保7年幕府の發した禁令を伝えたもので、分高制限令の基準となつたものである。

従つて五人組帳も此の制限法を基準として、分高制限を規定するようになった。今五人組帳に依つて分高制限規定を検討するに、大体次のような類型を認めることが出来る。

(1) 一般的に莫然と分高を禁じたもの、寛政10年武蔵国都築郡山田村の場合⁽⁴⁾

「百姓持来り之田畑高之内、一切割分け申間敷候、子供大勢持候はば、見計職人歟、又は商人抔に仕付候様専一に可仕事、若高之内割合半候は而不叶義に御座候はば、名主組頭途吟味御訴可得御差回事」

(2) 持高の少ない者の分地を禁じたもの、享保14年下総国海上郡野尻村の場合⁽⁵⁾

「百姓持高少分之内子供親類分地仕間敷候、子供多持候はば、奉公又はそれぞれの職に取付永々百姓相続心かけ可仕候」

(3) 制限高を明示したもの

これには前述「地方凡例録」に示した基準に従つて高20石、地積2町以上を所有しなければ分地が出来ないとしたものである。これは分高とすべき土地が高10石地積1町以下に下らないようにし、然も分地後の残高が10石1町以下にならないようにすべきであるから、分高可能者は少なく共20石2町以上の所有者でなければならぬ。従つて此の規定の原文も大体「地方凡例録」の例文に類以している。例えば明和4年山城国紀伊郡稲藤村の五人組帳の如きものである。⁽⁶⁾

(4) 一定持高以下の者の分地を禁じたもの、延享5年信濃国佐久郡内山村の場合⁽⁷⁾

「百姓所持之田畑子孫へ分地仕る儀、高20石以上之者は堅停止、跡式1人え譲渡べし（中略）何方共10石宛に訳地仕る儀者制外（下略）」

寛延2年下野国塩谷郡上高根沢村の場合⁽⁸⁾

「10石以下之百姓共田畑分け譲候儀致間敷候
10石以上たりとも、田畑分け候歟、或は新規
は百姓株取立候事有之は、次書付願出、吟味
之上可申付候」

分地すべき土地の限界の定め方に二つの傾向
が見られる。一は最低限を規定したもので、

「田畑譲候節高10石より内に当候様にわけ申
間敷候、若無抛子細者えは可申出事」(宝暦2
年甲斐国甲府町方)⁽⁹⁾

高5石を限度としたものには、

「百姓田畑子孫に分爲取申候共、一人前高5
石分内に分不可申候。高10石以下之百姓は分
け申間敷候、若無抛子細有之は御届可申上
事」(嘉永6年下野国足利郡大岩村)⁽¹⁰⁾

と有るのは一けた低い制限である。時代が下る
に従つて分割限度が低下している事を注意すべ
きである。

此の規定と反対に分高の最高限度を規定した
ものがある。

「田畑子孫に配分之事、一人前之高五石より多
わけとらすべかず、小高之者は子孫に配分致
間敷候」(寛保4年陸奥国伊達郡上保原村)⁽¹¹⁾

(5) 百姓の身分に依つて分地限界に差のある

もの

これは名主、庄屋は高20石以下、普通百姓は
10石以下の所有の場合分地が出来ないとした
ものである。

天保4年信濃国小県郡武石組の場合⁽¹²⁾

「百姓田畑持候大積り庄屋20石目以上、百姓
は10石目以上、夫より内端に持候者は、右之
高猥に分け候儀御停止に候間、持来候儀田畑
を子に譲候儀者、小高百姓は勿論20石目内之
百姓は一切分け申間敷候」(下略)

(6) 相続人を総領1人と特定し、次男以下の
処置を規定したもの

享保16年甲斐国北都留郡巖村の場合⁽¹³⁾

「百姓の内子供多く持候共、田畑惣領一人に
譲り可申候、次男よりは耕作の働為致候か、
又は奉公人商人職人等に遣し置、末々自分過
仕候様可致候、高20石より地面2町以下の百
姓田畑分候儀御法度の儀にて、田畑大分所持
致し、子供配分仕度者は其旨申出可請差図候
事」

等の制限があつた。これを地域的に見ると、關
西地方は大体20石2町以下の私有者の分地並に
分地すべき限度を10石1町以上とする制限法が
多い。(第1表参照)

第1表 關西地方分地制限表

西紀	年代	場所			分地限度		相續人	附記
		國	郡	村	持分の限界	分與の限界		
1694	元祿7年	播磨	佐田	平福領	分割禁止		總領	次男以下職人、奉公
1698	" 11年	丹波	桑田	山國、中江	10石			
1701	" 14年	播磨	赤穂	鹽屋		5石		
1737	元文2年	美作	眞島	種	庄屋 20石	百姓 10石		
"	"	備中	津口	乙島		10		
1761	寶曆11年	"	小田	三山		10		
1767	明和4年	山城	紀伊	稻荷	20石—2町	10		殘高10石以上
1774	安永3年	丹波	藤田	三谷	"	10	總領	"
1798	寛政10年	美作	大庭	中島	20石	10		"
"	"	"	"	上長町	20石—2町	10		"
1801	享和1年	肥後	天草		"	10		

近世農業經營の適正化対策（森）

1828	文政11年	播磨	川邊	木津	10石			残高10石以上
1840	天保11年	河内	名江	横枕	20石—2町	10		
1847	弘化4年	近江	蒲生	松尾	〃	10		
	不明	播磨	加西		10石			

備考 五人組法規集，五人組帳の研究にて作成

然るに中部・北陸地方は持高10石以下の分地を占め、制限高が低下している事を特徴とする。これを20石2町の制限法を混合している。（第2表参照）
 然し関西地方に比較して10石制限が大部分

第2表 中部地方分地制限表

年 代		場 所			分 地 限 度		相續人	附 記
西 紀	年 號	國	郡	村	持分の限界	分與の限界		
1682	天和2年	越後	三島	高梨	名主 20石	百姓 10石		
1690	元祿3年	三河	加茂	今朝平	10	10石		
1693	〃6年	越後	頸城	上美守郷	10			
1694	〃7年	飛彈	大野		庄 20	百 10		
1702	〃15年	信濃	高井	北大熊	20	10		
1705	寶永2年	甲斐	北都留	甲府		10		
1711	〃8年	越後	魚沼	浦佐組		10		
1725	享保10年	〃	頸城	下青野	10			
1729	〃14年	三河	渥美	堀切	10		總領	
1731	〃16年	甲斐	北都留	巖	20			次男以下奉公，職人，商人
1733	〃18年	三河	設楽	下津具	配分許可		總領	
1734	〃19年	〃	渥美	堀切		10		
1748	延享5年	信濃	佐久	内山	20	10	總領 ¹ 人	
1751	寛延4年	越前	丹生	杉本	20			
1752	寶曆2年	飛彈	益田	川西	庄 20	百 10	10	残高10石以上
1755	〃5年	越後	魚沼	堀之内	10			制限外分高は許可
1759	〃9年	〃	岩船		高分禁止		總領 ¹ 人	
1760	〃10年	美濃	不破	關ヶ原	10			制限外分高は許可
1772	明和9年	相模	高座	菖蒲澤		10		
1774	安永3年	越後	蒲原	太田上奥野	20			
1777	〃6年	〃	頸城	棚田	10			10石以下許可
1778	〃7年	〃	西頸城	清崎藩	10			多い高分は許可
1782	天明2年	越前	丹生	下氏家	10			10石以上は父次第

1788	天明 8年	遠 江				10		總 領	次男以下奉公
	天明	三 河	舉母領			10			
1789	寛政 1年	信 濃	伊 那	樋 口		10			次男以下職人, 奉公人, 養子
1795	" 7年	越 後	頸 城	本 島		10			残高10石以上
1800	" 12年	尾 張	知 多	佐 布 里	20 2	10			残高10石以上 過剩勞働の 出小作, 商賣, 奉公
1816	文化15年	三 河	寶 飯	一 宮	一般的禁止				
1822	文政 5年	信 濃	佐 久	茂 澤		20			
1833	天保 4年	"	小 縣	武 石	庄 百 20 10				
1843	" 14年	相 模	久良岐	岡		10			
1868	慶應 4年	越 前	坂 井	清 王		20		總領 ¹ 人	次男以下奉公作, 職人
1869	明治 2年	信 濃	佐 久	下 海 瀬		10		總 領	

備考 五人組帳の研究, 五人組法規集に依る。

関東地方になると更に分地制限度が低下して 愈々零細農發生の抑圧度が低下している
高10石が支配的となり, 更に高5石のものも見 (第3表参照)

第3表 関東地方分地制限表

年	代	場 所			分 地 制 限		相續人	附 記
		國	郡	村	持分の限界	分與の限界		
1702	元祿15年	上 野	安中領			10石		
1706	寶永 3年	武 藏	橘 樹	小 田 中		10		
1716	正徳 6年	下 總	千 葉	千 葉 寺		20		
1726	享保11年	上 野	碓 氷		許 可 制		總 領	
1729	" 14年	下 總	海 上	野 鹿	小分の者禁止			
"	"	武 藏	橘 樹	小 田 中		10		
1730	" 15年	"	荏 原	竹 原		10		
1738	元文 3年	"		幸 平 領	名主 百姓 20 10			
"	"	"	豊 島	角 筈		10		
1747	延享 4年	上 野	碓 氷	鷺 宮		5		
1748	" 5年	常 陸	眞 壁	中 泉		10		
"	"	下 總	葛 飾	屏 風	10			
1749	寛延 2年	"	鹽 谷	上 高 根	10			
"	"	武 藏	足 立	桶 川	10			
1753	寶曆 3年	上 總	君 津	根 懸	20			
1759	" 9年	武 藏	埼 玉	麥 倉	10			
1763	" 13年	上 總	夷 隅	市 原	10		總 領	

近世農業經營の適正化対策（森）

1767	明和 4年	武藏	高麗	中藤	20			
1768	" 5年	下野	都賀		50石以上	自由	總領	二男以下奉公，職人
1770	" 7年	上野	勢多	宮田		5		
1784	天明 4年	上總	市原	小佐貫	10		總領	
1798	寛政10年	"	夷隅	柳戸	名主 20 百姓 10			
"	"	武藏	都築	山田	一切禁止			
1806	文化 3年	下總	香取	四津谷	高分許可制		一人	
1811	" 8年	武藏	多摩	上長淵		10		
1816	" 13年	"	"	落川	10			無據は許可
1818	文政 1年	"	"	下川口		10		
1826	" 9年	下野	芳賀	籠谷	10			
1827	" 10年	下總	葛飾	大田原新田	10			
1828	" 11年	上總	市原	岩崎新田	20石—2町	10石—1町		
1840	天保11年	上野	邑樂	仙石	20石—2町	"		
1841	" 12年	"	新田	尾島	10			
"	"	武藏	埼玉	樋遣川	10			
1846	弘化 3年	安房	安房	坂井	20石—2町	10石—1町		
1853	嘉永 6年	下野	足利	大岩	10	5		
1855	安政 3年	武藏	多摩	是政		10		
1858	" 5年	安房	長狹	天津	10			次男以下奉公
1869	明治 2年	上總	武射	森	一般的禁止			

備考 五人組法規集，五人組の研究にて作成

奥羽地方になると，高20石制限は全く影をひそめ，10石か5石を限度としている。米沢領が名主持高30石以下の分地を禁じているが，他には身分的差も見えない。これは或は資料が僅少なせいもあるかもしれないが，関西，中部，北

陸，関東，奥羽と北進するにつれて，分地制限限度も緩くなっている。此の事は又奥羽地方が他に比較して零細農の発生も法的に容易であつた事を示すものである。（第4表参照）

第4表 奥羽地方分地制限表

西紀	年代	場所			分地制限		相續人	附記
		國	郡	村	持分の限界	分與の限界		
1742	寛保 2年	陸奥	伊達	上保原	5石			
1759	寶曆 9年	羽前	田川	狩川通		5		
1776	安永 5年	陸奥	信夫	福島領	10		一人	
1808	文化 5年	"	大沼	尾岐	10			10石以下分地許可

1808	文化14年	陸 奥	信 夫	福 島 領	10		一 人
1830	文政13年	出 羽	村 山	大 沼	10		
1848	嘉永 1年	"	置 賜	米 澤 領	名主 30 百姓 10		次男以下奉公人
1858	安政 5年	"	"	下萩野戸	10		

備考 五人組法規集, 五人組帳の研究にて作成

此の傾向は秋田藩の天和2年の「百姓御仕置」にも現れている。秋田藩士宇留野勝明が天和2年に藩に上書した「百姓御仕置1」¹⁴に「田畑之明所, 高高分に候はず, 百姓一人に高五石宛割渡令作之事」と言い, 分地制限が関東以南よりも緩やかであつた事を示している。

此の事は仙台藩に於ても同様であつた事は宝永5年に発せられた分地に関する法令中に,¹⁵

「一百姓次男三男等に高分け, 新百姓人頭に相出候儀, 自分は一二三迫, 登米, 佐沼, 中桃生岡方は五百文已上に候はば, 新百姓人頭に可相出候, 並桃生郡浜方, 本吉中者高二百文以上に候はば人頭に相出候, 右高之内に候はば人頭に相出候儀堅無用之事。

但地形渡し人之持高一二三迫, 登米, 佐沼, 桃生岡方は500文以上, 桃生浜方, 本吉中は200文以上相持可申候, 尤持添等に分け渡し候はば, 右高已上に候はば少分成共勝手次等に候, 右高より多分に成候はば一円相渡候は各別分け地無用に候, 持添に受取作者之持高5貫文迄は不苦候, 且又代百姓相立候儀, 元来少高之百姓に而一円に渡候はば, 代百姓相立候共, 持添に相渡候共可為勝手次第之事」

と規定し, 高500文乃至200文でも独立百姓となる事が出来た。仙台藩の500文は高5石に相当するから, 高5石乃至2石でも新百姓になり得るとすれば, 関東地方よりも更に零細農経営が可能だつたのである。

更に中部, 関西地方の分地規定に於て注意すべきは, これ等には家族の過剰人口二三男の取扱方に就いて, 奉公人, 商人, 職人等となすべき事を定めた事である。然るに奥羽地方のそれにはかゝる規定を見ない。これは, 中部, 関西

地方は開発余地が少なく, 分地新百姓を緩やかにすると, だんだん経営規模が零細化するだけであつたからと見られる。これに反して奥羽地方は未だ開発余地が多いから, 分地制限令を緩和して, 出来るだけ多く独立百姓を増し, 開墾に依る耕地の増大を行わしめようとしたと見られる。

然し斯の如き分地制限は実際にどれだけ実行され, 如何なる効果を取める事が出来たであらうか, 此の点は改めて後述する所であるが, 近世封建社会は, 時代の下るに従つて土地兼併が行われ, 零細農経営が増加しつつあつた事は諸家の既に注意した所であり, 又諸藩の検地帳, 名寄帳に依つても容易に窺われる所である。例えば, 享保19年の美作国大庭郡上長岡村の小高帳に就いて見るに, 総高485石745合, 農民戸数103戸, 平均4石716合に過ぎない。此の内30石以上1人, 20石以上1人, 10石以上8人, 無高9人を数えている。¹⁶これを面積の側から見ても同様である。例えば天保13年の上野国勢多郡川通下箱田村の小高帳に就いて見るに, 2町以上1人, 1町以上4人, 他の45人は1町未満で, 零細農が圧倒的多数を占めている。¹⁷

此の現象は奥羽地方に於ても同様である。例えば天明6年の仙台藩西磐井郡滝沢村の宗門帳に依れば¹⁸全戸数158戸中1貫文以の経営者25戸, 内2戸が3貫文台である。1貫文未満500文以上か89戸で全体の0.56に当り, 500文未満が44戸となり, 制限以上の農家は1戸もなく, 高10石未満の隷細経営者が0.84に達する状況である。

これを南部藩の例に就いて見るに, 延宝5年紫波郡煙山村の検地帳によれば¹⁸全戸数141戸, 総高423石359合, 1戸当所有高3石002合

此の内20石以上の所有者2名, 15石以上が4名
10石以上が6名. 5石以上が11名で, 他は5石
未満で, 全体の0.83に達し, その平均所有面積
は, 11石321合に過ぎない. 即ち村落の大部分は
1石前後の極めて零細な經營だつたのである.
然もの同村元治1年の檢地帳に於ては此の傾向
を一層助長している. (第5表参照)

(第5表) 南部藩紫波郡煙山村經營規模別表 (延寶5年)

	20石 以上	19~ 15石	14~ 10石	9~5石	4~1石	9~5斗	5斗 以下
	25,044	18,285	12,623	9,849	2,154	765	490
	26,482	17,596	13,950	5,272	4,019	630	302
		15,328	13,089	6,448	4,189	909	58
		16,275	10,127	7,075	2,094	707	313
			10,547	6,399	2,357	817	177
			12,767	8,404	1,564	806	25
				6,350	1,690	500	267
				5,414	1,608	775	238
				6,175	3,481	969	258
				5,395	1,530	662	335
				8,579	1,785	767	264
					1,336	840	130
					1,288	723	215
					1,705	745	115
					2,063	642	390
					3,523	540	300
					2,117	303	408
					3,830	253	135
					1,913	993	290
					1,500	840	133
					1,507	568	345
					1,195	673	300
					1,603	840	300
					2,129	720	480
					3,021	715	
					1,511	795	
					1,270	630	
					3,312	762	
					1,925	782	
					2,855	887	
					4,275	595	
					3,570	560	
					4,120	765	
					4,690	750	
					3,745	510	
					3,243	915	
					3,847	540	

	20石 以上	19~ 15石	14~ 10石	9~5石	4~1石	9~5斗	5斗 以下
						1,005	540
						1,811	510
						1,480	
						1,395	
						1,189	
						1,145	
						1,675	
						1,690	
						1,569	
						4,223	
						1,762	
						1,902	
						1,378	
						1,000	
						1,010	
						1,257	
						1,710	
						1,020	
計	51,476	67,484	73,103	75,360	121,805	27,863	6,268
平均	25,738	16,871	12,184	6,851	2,215	714	261
戸數	2	4	6	11	55	39	24
戸數比	0.17				0.83		

備考 煙山村高橋重平文書,「延寶五年, 志和郡御檢地名寄御帳寫」に依る. 數字は個人別の經營高を檢地帳の順序に記入したものである. 但し, 經營規模別は筆者に於て作成す.

斯の如く農民の大部分が極めて零細であり, 然もこれが時代の下るに従つて増加する傾向があつたから, 分地制限令を設け, 零細農經營の増加を阻止し様としたのである. 然し実際には殆ど効果なく, 零細化の増加する傾向を阻止することは出来なかつた, その原因に就いては後述に譲らなければならない.

- 註: 1) 加賀藩史料 第七編 66—7頁, 第11編 [24頁
2) 小野武夫博士著「日本村落史考」298頁
3) 前掲「地方凡例錄」卷7, 413, 439頁
4) 野村兼太郎著「五人組帳の研究」258頁
5) 穂積重遠編「五人組法規集」續編上, 612頁
6) 前掲同書 400頁
7) 前掲同書 847頁
8) 前掲同書 859頁
9) 前掲同書 467頁

- 10) 前掲同書 398頁
- 11) 福島縣立福島圖書館 第12輯
- 12) 前掲 「五人組法規集」續編下 1167頁
- 13) 前掲同書 685頁
- 14) 秋田縣史 第2冊 281頁
- 15) 東磐井郡千鹿町, 「東山南方大肝入白石文書, 「元祿より享保迄色々書込」
- 16) 前掲 「五人組法規集」1451—8頁
- 17) 小岩文書 「天明6年西磐井郡滝澤村宗門帳」
- 18) 紫波郡煙山村高橋重平文書.

第2 労働力の側からの適正化

農民は農地政策に依つて経営を合理化するには、分地制限令の如き方法では到底期待することは困難であつた。若し農地政策に依つて適正化を計るには、結局強力的な地割政策とか、均田政策に依つて全面的に行うより外はなかつた。然しかゝる政策を断行するには封建支配者の果敢な決断を必要とした、又経営者自身が土地の側から経営の適正化を計るためには資本の蓄積が可能でなければなかつた。然し實際に全生産力の5割に及ぶ重税下に於ては、それは不可能に近かつた。僅かに商人、豪農、高利貸資本家が、担保流か、新田開墾か、畑返新田に依る土地生産力の増大に依つて適正化を行い得るだけで、農民の大部分を占める零細農民にとつては、小作地、名子地を取得する以外には、土地の側からの適正化を計ることは不可能に近かつた。

従つてこれ等の零細農民は結局労働力の調節に依つて適正化を計るより外はなかつた。小作地、名子地の取得に依る適正化に就いては後に譲つて、茲では労働力の側からの適正化に就いて見るに、事実近世の零細農民の大部分は労働力の側からの適正化を最も多く行つた。それは又他面に於て耕地に比較して労働力の不足な大規模経営者が労働力の調達に依つて適正化を行つた事と關聯している。

耕地に比して過剰労働力の所有者は、出稼、転職、奉公人等に依つて耕地に対する労働力の適正化を計ると共に、労働収人の増加を計つた。然し労働力の調節は単にこれだけに止まら

ず、将来的な労働力の調節方法として徹底的な産児制限をも行つた。

近世の農民の産児制限の一般化は既に諸学者の注意した所であるが、東北地方が殊に甚しかつた事は佐藤信淵も既に警告した所であり、これは1戸当りの経営規模が低かつた事、分地制限令の低かつた事と即応している。此の事は又耕地の拡大が困難であつたことと關聯している。

耕地に比して人口の増大が大となり、経営の不適正度が高くなると、租税負担力が低下するから、藩に依つては法令を以て人口増加を制限した所さえあつた。仙台藩の延宝5年の法令に⁽¹⁾

「百姓子嫁取之儀次男より末之子いまた地形不持ものは、男三十才以前は嫁るべからず、雖然其家かせぎ之人数妻子兄弟下人まで、合高より不足之ものは、其品御代官衆之相達、差図次第に可仕由、御式目に有之候 右被相定之儀は寛永年中四民人高改被仰付節と、近年被相改候人高取合御覽に成候処、人数大部分相見へ候、依之禽獸之子共相倍候ことく、猥に倍申候へば、末々大勢之人数御飢え被成候、たとへ成長之もの相助申進、赤子殺不申候ては不成様に候条、然時は成長之者も赤子も人を殺候段は同前之よし。御吟味にて右之通被仰出候事」

とし、家族人数は経営規模に応じて保有すべきものとし、生れるに任せるのは禽獸に等しいと難じ、耕地をもたない30才未満の者の結婚を禁止したのである。「長島氏農書」も此の問題を取上げ、²

「凡1戸の男女老少兼併せ5~6人を古今の通とす、但し朝夕田野に出て耕す者1戸に2人或は2人半3人而已、爰に其力役する者3人半とす、外2人半は老少とす、扱右の壯男女2人半を以て、1夫100畝に適當する所の田畑1町5反歩とす、其内圃6段歩、水田9段歩にて相応すべし、(但国々所々其宜しきあらん、一概に云がたし)」

とし、その労働力の使用法を

1年の労働力、家族2.5人、960日、手間960

人、内

稲作 1段歩 男女85人宛, 9段歩315人

畑 { 冬 大小麦2段 男女40人 }
 { 秋 {綿 大豆} 1段 男女17人 } } 6段歩 342人

夏秋両作 57-60人

計 657人 差引 243人

右 657人を1日1人と月のとなすに22ヶ月也、以て前の30ヶ月の内減之、残り8ヶ月、2人半に配り、各3ヶ月、更則農功終る、冬12月より春1月、2月の分也、此3ヶ月は男

は柴薪を樵り、廬舎の修理、用悪水路の修築、女は織つむぎ洗濯等の類、此外公用往来定助加助の人馬役、親類郷里の交り、吉凶の諸礼あり、若意あらば如何せん」

と言つている。即ち茲では1町5反の経営に家族5人、内稼働者2.5人として1か年間の労働量を計算している。仙台藩では高1貫文(約8反歩)に稼人3人を適正としている。同宝暦3年の胆沢郡上麻生村の宗門帳に就いて見るに(第6表参照)

(第6表) 膽沢郡上麻生村家族労働調(寶暦3年)

經營地	家族數	稼働者	經營地	家 族 數						稼働力	家 族 稼働力
				家 族	添 人	下 人	名 子	水 呑	計		
合 2,277	6	5	合 4,301	4		4			8	6	4
1,936	2	1	3,901	9		3			12	9	6
1,885	7	4	3,184	8		3			11	8	6
1,809	12	7	2,003	10					4	14	8
1,802	3	0	1,943	7	3			2	12	7	4
1,784	10	8	1,831	3		1		4	8	5	2
1,646	9	3	1,794	1	1				2	2	1
1,637	3	2	1,789	9	1				10	8	7
1,540	7	4	1,526	7			3	1	11	8	5
1,371	7	5	1,373	4				4	8	6	4
1,325	5	5	1,263	6				3	9	5	3
1,321	7	4	1,175	8	1				9	6	5
1,293	8	5	1,168	6	1				7	6	5
1,260	5	3	1,126	5	3				8	6	3
1,230	6	4	1,067	7				2	9	5	3
1,182	8	4	1,057	6				3	9	6	5
1,136	7	3	1,029	6	2				8	7	5
1,124	4	3	986	4	1				5	3	3
1,122	6	5	921	6	1		1	3	11	8	5
1,090	6	3	897	6				1	7	3	2
1,090	6	3	897	8		1			9	6	5
1,069	4	2	859	6				1	7	6	5
1,046	6	4	844	6				2	8	3	2
1,036	5	3	732	6	1				7	4	3
1,032	4	3	654	5	2		4	3	14	11	4
1,001	4	2	654	5				1	6	4	3
1,000	4	2	648	3				3	6	4	2
986	6	3	631	6	2				8	5	3
927	8	4	607	3				5	8	6	2
927	4	2	542	5				1	6	2	2
902	2	1	541	5				7	12	9	5

844	2	2	525	3				3	6	4	1
842	5	2	484	5				1	6	3	2
832	6	3	397	6	3				9	6	3
809	4	3	390	3				8	11	7	2
757	4	3	280	1				1	2	0	0
753	5	3	264	6	3				9	5	3
750	5	3	245	1	1				2	1	0
740	5	2	125	7	1			9	17	14	5
725	3	2	44,654	212	27	12	8	72	331	223	134
605	6	4									
583	8	6									
582	7	4									
510	3	2									
499	6	3									
479	3	2									
462	4	3									
453	11	5									
414	5	2									
371	3	2									
359	4	2									
340	8	6									
305	8	7									
270	4	2									
226	5	3									
222	3	3									
217	3	2									
197	2	0									
162	3	2									
147	9	7									
113	2	1									
54	3	2									
56,688	337	204									

備考 膽澤郡上麻生村千葉作七郎文書

総経営面積 101,946文

経営戸数 102戸

農民数 668人 内稼働者 427人

但し仙台藩の長男(46才—15才迄)長女(59才—14才迄を稼働者として算定)。

此の内奉公人、添人、水呑、名子を所有せる経営者39戸、此の経営面積44,654文。1戸平均1,145文、家族労働のみに依る者63戸、その経営面積57,292文、1戸平均909文にて、奉公人を有する経営規模の約0.79、即ち0.21だけ小規模経営である。

これを家族に就いて見るに、奉公人を有する

家族の平均8.5人に対して、家族のみの場合は5.3人で、3.2人の差がある。即ち経営規模に応じて家族数が少なくなっている。これを更に稼働力に就いて見るに、奉公人を有する農家の平均は1戸当り5.4人であるが、然らざる場合は3.2人で2.2人の差がある。従つて奉公人を有する農家では稼働者5.7人で平均1,145文を経営しているから、1人の労働能率は212文(約1反7畝)であるが、家族のみの場合は3.2人で909文であるから284文、(約2反2.7畝)を経営した事となる。此の事は、奉公人を利用した場合は家族だけの場合に比して労働能率が低かつ

近世農業經營の適正化対策（森）

東山上奥玉村勞働力調査表

寛延三年					慶應二年				
高	勞働力			賃た 物入 数 出	高	勞働力			賃た 物入 数 出
	家族	其他	計			家族	其他	計	
1,490	6	2	8		1,118	2		2	
1,579	9	2	11		1,436	7		7	
1,264	2		2	1	1,012	7		7	
1,062	1		1	3	1,755	8		8	
1,012	4		4		1,072	6		6	
1,514	8		8		1,348	6		6	
2,367	1	5	6		1,021	4		4	
1,553	6		6		1,101	5		5	
1,615	7	1	8	1	1,378	1		1	
1,031	7		7		1,240	6		6	
1,957	8	3	11		1,457	3		3	
1,270	7		7		1,062	8		8	
1,777	16	8	24		1,420	6		6	
1,676	13	3	16		1,237	6		6	
1,340	8	4	12		1,523	9		9	
2,434	9	4	13		1,106	5		5	
1,516	1		1		1,153	6		6	
					1,214	5		5	
					1,012	5		5	
					1,057	4		4	
					1,081	4		4	
平均 1,556	6.6	2	8.5	0.29	平均 1,229	5.4	0	5.4	0
782	4		4		551	5		5	
586	5		5		505	5		5	
794	10		10		557	6		6	
606	8		8		627	3		3	
500	4		4		559	8		8	
781	7	2	9		965	6		6	
575	4		4		888	8		8	
575	5		5		706	3		3	
881	5		5		607	3		3	
720	7		7		692	5		5	
634	6	1	7		660	5		5	
846	3		3		850	8		8	
674	6		6		754	5		5	
786	2	1	3		512	5		5	
593	4		4		665	2		2	
838	4		4		857	6		6	
748	5		5		619	5		5	
906	5		5		909	4		4	
601	5		5		509	5		5	
527	4		4		774	6		6	
895	9		9		917	3		3	

寛延三年					慶應二年				
高	勞働力			賃た 物入 数 出	高	勞働力			賃た 物入 数 出
	家族	其他	計			家族	其他	計	
805	8		8		869	5		5	
765	6	1	7		655	8		8	
651	3		3		699	4		4	
526	3	1	4	3	500	7		7	
651	3		3		848	5		5	
894	4	1	5	2	891	8		8	
786	4	1	5	2	824	4		4	
559	4		4		532	4		4	
638	5		5		884	2		2	
671	5		5		631	7		7	
688	2		2	1	818	6		6	
559	3		3	1	872	3		3	
914	3		3	1	553	6		6	
818	4		4		563	7		7	
746	5		5		822	6		6	
883	4		4		926	4		4	
					840	8		8	
					796	6		6	
平均 714	5	0.22	5.2	0.27	平均 723	5.2	0	5.2	0
380	5		5		188	5		5	
381	2		2	1	499	1		1	
305	3		3		121	3		3	
426	5		5		342	4		4	
481	3		3		256	3		3	
17	2		2	1	205	4		4	
264	4		4		318	5		5	
404	3		3		479	5		5	
327	4		4		275	0		0	
328	6		6		217	2		2	
342	3	1	4	1	316	5		5	
381	3		3	1	487	8		8	
240	1		1	1	291	5		5	
342	2		2	1	205	0		0	
13	1		1		419	6		6	
180	2		2	1	164	9		9	
362	5		5		395	2		2	
276	3		3	1	296	1		1	
389	5		5		225	6		6	
291	4		4		439	4		4	
205	3		3		302	3		3	
337	3		3	1	335	5		5	
449	4		4	2	248	6		6	
325	3		3	2	207	5		5	

高	寛延三年			賃た 物人 に 出	高	慶應二年			賃た 物人 に 出
	勞働力					勞働力			
	家族	其他	計			家族	其他	計	
96	2		2		381	5		5	
188	3		3		79	2		2	
375	7		7		367	2		2	
356	5		5	1	193	5		5	
441	4		4		408	0		0	
207	3	2	5	1	49	2		2	
434	8		8		147	3		3	
257	2		2		202	5		5	
459	2		2		496	6		6	
363	5	1	6		499	6		6	
355	4	1	5	1	5	0		0	
403	6		6						
平均	3.6	0.1	3.7	0.44	平均	3.8	0	3.8	0

備考 奥玉村吉田文書、「東磐井郡東山奥玉村當人数
御改帳」

た事を意味する、然し此の場合には仙台藩の適
正規模經營の一般基準(3人で1貫文經營)よ
りも勞働力が過剰であつた事を示している。

然し、全体的に見ると、農家102戸中、家族の
みに依る經營農家はその62%であり、奉公人を
有する農家に於ても、総人数の64%が家族であ
り、家族勞働力が經營の根幹をなしていた。然
も奉公人をもつ農家の中には水呑、名子の非稼
働者も含んで居る。名子は經營的には独立して
1年何日かの勞働力を提供していたのである。
名子、水呑の独立經營面積、提供勞働力が明確
でないため、奉公人を伴う農家の正確な勞働組
織は不明であるが、名子、水呑の經營規模は一
般に水準より低いのが普通であるから、平均よ
りも經營規模が大きく、それを稼働者223人で
經營している。然るに此の223人中、家族の稼
働者は134人、奉公人以下の稼働者89人である
から、0.4は家族外勞働に依つて經營した事が知
られる。これを平均經營面積1,145文に就いて
見るに、687文を家族勞働力で經營しているこ
とになる。然るにその1戸当りの稼働者は3.4
人であるから、1人当りの勞働能率は200文前
後となり、家族のみの勞働能率に比して、84文
も低くなつている。換言すれば、勞働能率が低

くなつているから家族外勞働を利用したとも見
える。然し実際には添人、名子の如く經營の必
要上と云うよりは、その家の慣行、親類等の事
情から、經營規模上の必要以外の事情で勞働力
が過剰になつているものもあるから、実際上は
此の如き能率差はなかつたとも見られる。

然しそれを勘案しても奉公人を使用した經營
の能率の低かつた事は、反面に於て、高率の公
租を負担した經營が、如何に勞働能率を高めな
ければならなかつたかを物語るものである。即
ち異情な高能率に依つて經營の適正化を行わざ
るを得なかつたのである。

更にこれを東磐井郡上奥玉村の場合に就いて
見るに、寛延3年の場合は

総經營面積 69,879文 戸数30戸
人数 427人 内稼働者 274人

これを經營規模別に見ると、1貫文以上の經
營者17戸平均1,556文、家族数平均8.5人其他(水
呑、名子、下男)を使用せる戸数9戸、賃物を出
している戸数3戸である。1000~500文の戸
数37戸、その平均經營規714文、家族の平均人数
2人、其他を使用せる戸数7戸、賃物に出した
戸数6戸、500文未満の戸数36戸、その平均經
營面積317文、家族の平均人数3.7人、其他を使
月せる戸数4戸、賃物を出した戸数14戸となつ
ている。即ち經營規模が減少するに従つて家族
数が減少し、名子、水呑、下人等を使用する戸
数が減少し、賃物を出す戸数が逆に増加してい
る。此のことは經營規模に応じて勞働力を増減
した事が知られる。

然るにこれを同じ村の慶應2年に就いて見る
に、

総經營面積 69,879文 戸数25戸
人数 453人、内稼働者 299人

これを經營規模別に見ると、1,000文以上の
經營者21人、その平均經營面積1,229文。家族
人数の平均5.4人で其の他の使用人、賃物に出
た戸数は全然ない。これはすべての階層に消滅
している。500文以上に於ては、その戸数39戸
平均經營規模723文、平均家族数5.2人、500文
未満の戸数35戸、その平均約經營規模287文、

家族平均3.8人で、經營規模の減少に伴つて家族数を減じているが、その差は寛延3年の場合の如き大きな差ではなく、5.4、5.2、3.8と差は少なくなつてゐる。然も家族以外の使用人は全くなく、自家労働力だけで經營している事は、115年間に經營規模に対する家族人数は固定した觀を呈している。それは産児制限等に依つて家族数を固定したのではないかと考えられる。耕地面積の平均に著しい差のないのに家族数が固定した觀を呈したのは、土地生産力の増大が影響しているのではないかと推定される。115年間に総高が全く同一である事は耕地が増加しなかつたのではなくて檢地が行われなかつたがためである。従つて實質的には土地生産力の増大が予想せられ、それに依つて平均經營面積は低下しても家族数の安定が可能であつたと見られる。即ち家族の側からの適正化が徹底して使用人も使わなければ、質物にも出ない段階に至つた事を物語つてゐる。

註 1 前掲「延寶五年御郡方御式目」

2 日本農民史料聚粹 第2卷、428

結 論

近世の農業經營の適正化対策は2つの方面から行われた。一つは支配者が公租を確保し、封建社会の安定を計るために行つた。他の一つは農民が重税を負担していたため、適正經營を行わざるを得なかつたからである。その方法は土地の側からと労働力の側からの両面から行われ

た。藩は土地政策の立場からの方法として、均田制度、地割制度、分地制限令、經營規模制限等の方法を取り、労働の面では、人口政策、奉公人統制等に依つて行われた。然し、その重点は土地政策であつた。ただその方法も均田政策とか、地割制度とか、革命的な非常政策でなければ効果を期待出来なかつた。

農民の側に於ては、土地購入、開墾、小作契約等に依つて土地の側からの適正化を計つたが、これを行うには資本の蓄積を必要とした。然し近世の如き高率の租税下に於ては土地の側からの適正化は、小敷の商人、大地主、高利貸資本家だけで、大部分の零細農民にとっては不可能に近かつた。従つて大部分の農民は主として労働の側からの適正化を計つた。その結果は産児制限、奉公人等に依らざるを得なかつた。事実此の方法が一番適応度が早かつた。その結果農村人口は固定し、増加した人口は職人、転職、出隊等に出て、農地に対する人口は固定する傾向を生じ、發展的生活を放棄せざるを得なかつた。此の事はその適正化の根本が、高率の租税に耐え得るには如何なる適正經營を行うべきかに中心を置いて行われたため、最少の經營で最大の余剰を挙げ、資本を蓄積し、經營を發展するための適正化対策でなかつたために、その方法がたとえ成功したとしても、封建的安定的均衡のための適正化政策となり、遂に經營は固定せざるを得なくなつたのである。